

全国地域情報化推進協会

情報通信インフラ委員会（第1回）

平成18年9月7日

議事次第

● 開会

1. 委員長、副委員長紹介
2. 委員長挨拶
3. 委員会コンセプト説明（資料1、参考資料1）
4. 次世代ブロードバンド戦略2010ーブロードバンド全国整備の推進ーについて（参考資料2）
5. 【参考事例】和歌山県ブロードバンド基盤整備5カ年計画の策定について
～県内全域への光ファイバによる超高速ネットワーク整備の推進～（参考資料5）

● 議事

- 議案 1 情報通信インフラ委員会平成18年度活動計画（案）について（資料2）
- 報告 1 ワーキンググループの設置について（資料3）
- 報告 2 ワーキンググループ調整担当副委員長指名について（資料4）

● 閉会

資料一覧

- 資料1 情報通信インフラ委員会コンセプト説明
- 資料2 情報通信インフラ委員会平成18年度活動計画（案）
- 資料3 ワーキンググループの設置
- 資料4 ワーキンググループ調整担当副委員長指名

- 参考資料1 委員会規程
- 参考資料2 次世代ブロードバンド戦略2010ーブロードバンド全国整備の推進ー
- 参考資料3 次世代ブロードバンド戦略2010（本編）
- 参考資料4 全国ブロードバンド・マップ
- 参考資料5 和歌山県ブロードバンド基盤整備5カ年計画の策定について
～県内全域への光ファイバによる超高速ネットワーク整備の推進～
- 参考資料6 地域公共ネットワークの整備状況
- 参考資料7 地域公共ネットワークの標準仕様の現状と課題

以上

情報通信インフラ委員会コンセプト説明

平成18年9月7日 第1回情報通信インフラ委員会
全国地域情報化推進協会

1. 情報通信インフラ委員会とは

1 情報通信インフラ委員会

(1) 目的

ブロードバンドネットワークの全国整備の促進と地域公共ネットワークの整備促進に関する検討を行うことを目的とする。

(2) 主な活動内容

- ・情報通信インフラ整備状況に関する情報の共有
- ・情報通信におけるインフラ環境整備の推進方法に関する検討 ほか

設立総会資料 報-3 「委員会の設置について」より

2. 情報通信インフラ委員会組織図



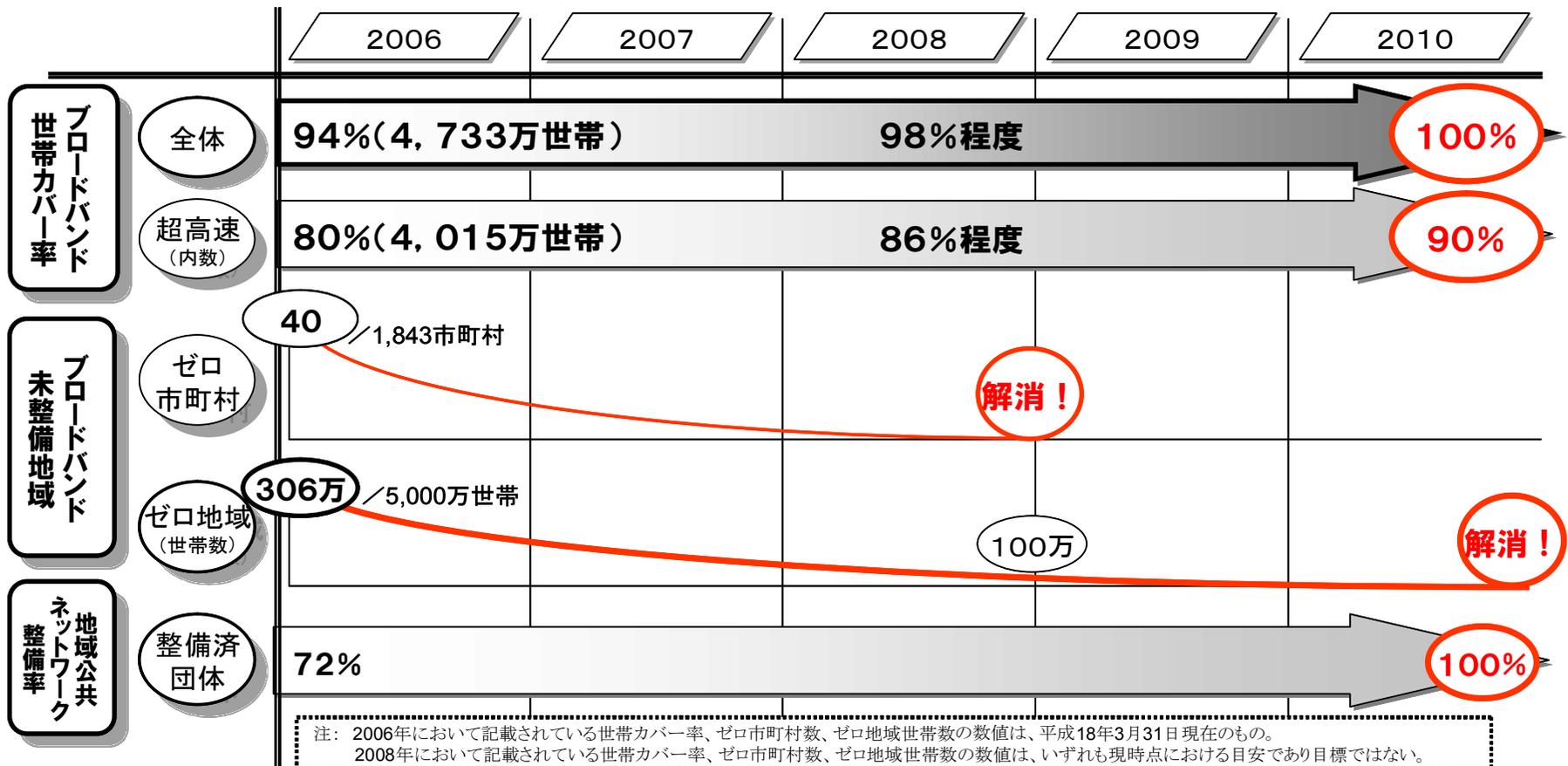
3. 情報インフラ委員会設置の背景

(次世代ブロードバンド戦略2010から)

整備目標

2010年度までに

- ① **ブロードバンド・ゼロ地域を解消する。**
(その過程において、ブロードバンド・ゼロ市町村を2008年度までに解消する。)
- ② **超高速ブロードバンドの世帯カバー率を90%以上とする。**



4. 情報通信インフラ委員会の活動内容(案)

ブロードバンドの全国整備促進

- ◆インフラ整備状況に関する情報の共有
ブロードバンドの整備状況について、国が情報を整備し、これを関係者で共有
- ◆ロードマップの作成
ブロードバンド・ゼロ地域の解消に関する大まかな整備方針を作成し、地域毎に作成したロードマップを取りまとめた全国ロードマップを作成
- ◆地域ブロードバンド整備マニュアルの検討
ブロードバンドの整備の遅れた町村や地域住民向けに、整備・活用モデルを含む具体的・平易なマニュアルを作成
- ◆活動事例に関する情報の共有
整備と需要喚起・利活用の事例集の共有

地域公共ネットワークの整備促進

- ◆地域公共ネットワーク整備状況に関する情報の共有
地域公共ネットワークの整備状況等について、国が情報を整備し、これを関係者で共有
- ◆地域公共ネットワークに係る標準仕様等の検討、改訂
全国的な視点から効率的な整備を進めるため、あるべき標準仕様の改訂のための検討を進める。
- ◆地域特性に応じた地域公共ネットワーク構築モデル仕様の作成
上記、技術面での標準仕様と併せて、地域特性を勘案した「あるべき地域公共ネットワークの構築モデル仕様」を作成する。
- ◆地域公共ネットワーク(光ファイバ)の開放促進
自治体光ファイバに関する情報の整備・共有

情報通信インフラ委員会 平成18年度活動計画（案）

1 目的

この計画は、本委員会における平成18年度の活動目標を設定し、当該年度の活動内容を明確化することにより、本委員会を円滑に運営することを目的とする。

2 平成18年度活動目標

ブロードバンドネットワークの全国整備の促進と地域公共ネットワークの整備促進に関する検討を行い、その方策等を提示することを目標とする。

3 平成18年度活動計画

平成18年度活動目標の実現に向け、下記項目を実施する。

(1) ブロードバンドの全国整備の促進

- ◆ インフラ整備状況に関する情報の共有
ブロードバンドの整備状況について、国が整備した情報を広く関係者で共有する。
- ◆ ロードマップの作成
ブロードバンドの全国整備に関する大まかな整備方針を検討し、地域毎に作成したロードマップを取りまとめた全国版のロードマップを作成する。
- ◆ ブロードバンド整備マニュアルの検討・策定
ブロードバンドの整備の進んでいない地方公共団体や地域住民向けに、整備・活用モデルを含む具体的・平易なマニュアルを作成する。
- ◆ 活動事例等に関する情報の共有
ブロードバンドの整備、需要喚起、利活用の事例集を共有し、周知提供する。

(2) 地域公共ネットワークの整備促進

- ◆ 地域公共ネットワーク整備状況に関する情報の共有
地域公共ネットワークの整備状況等について、国が整備した情報を関係者で共有する。
- ◆ 地域公共ネットワークに係る標準仕様等の検討、改訂
全国的な視点から効率的な整備を進めるため、あるべき標準仕様の改訂のための

検討を進める。

- ◆ 地域特性に応じた地域公共ネットワーク構築モデル仕様の作成
上記、技術面での標準仕様と併せて、地域特性を勘案した「あるべき地域公共ネットワークの構築モデル仕様」を作成する。
- ◆ 地域公共ネットワーク（光ファイバ）の開放促進
自治体光ファイバに関する情報を整備・共有する。

4 成果物概要

平成18年度の成果物は大きく以下の5つとする。

- (1) ブロードバンド全国整備推進に向けたロードマップ（第1.0版）
 - (2) ブロードバンド整備マニュアル(第1.0版)
 - (3) ブロードバンドの整備・利活用に関する事例集（第1.0版）
 - (4) 地域公共ネットワークに係る標準仕様への基本提言書(第1.0版)
 - (5) 地域特性に応じた地域公共ネットワーク構築モデル仕様(第1.0版)
- ※ 平成19年度以降適宜バージョンアップする。

- (1) ブロードバンド全国整備推進に向けたロードマップ（第1.0版）
「次世代ブロードバンド戦略2010」において掲げた2010年度までのブロードバンド・ゼロ地域解消等を踏まえて各地域レベルで作成されるロードマップを取りまとめ、全国版のブロードバンド整備ロードマップを提示する。
- (2) ブロードバンド整備マニュアル(第1.0版)
地域におけるブロードバンド整備事例などを基にして、ブロードバンドの整備に向けた誘致活動モデル、地域特性に応じた有無線のブロードバンドインフラの組み合わせ及びその整備コスト等について、整備・活用モデルを含め具体的に平易にマニュアル化し、ブロードバンドの整備の進んでいない地方公共団体や地域住民向けのブロードバンド導入の手引きとする。
- (3) ブロードバンドの整備・利活用に関する事例集（第1.0版）
ブロードバンドの整備に向けた地域における誘致活動、ブロードバンドの加入者増に向けた需要喚起活動、地域独自のブロードバンドの整備・活用事例を取りまとめ、ブロードバンドの未整備地域における整備促進に向けた活動の支援材料とする。
- (4) 地域公共ネットワークに係る標準仕様への基本提言書(第1.0版)
総務省地方情報化推進室において所管する、地域イントラネット基盤施設整備事業の手引書である「地域公共ネットワークに係る標準仕様」のあり方について、委員会構成員である地方公共団体及び整備事業請負事業者を交えた検討を行う。

その際、利用状況やニーズを踏まえたインフラ整備のあり方や新規技術の仕様への盛り込み、公共インフラとして求められる機能など策定すべきネットワークの標準的な仕様等を記述し、総務省に対して提言を行う。

(5) 地域特性に応じた地域公共ネットワーク構築モデル仕様(第1.0版)

(4)において提言する標準仕様は、地域公共ネットワークの整備全般に渡る仕様である。

ここでは、公共ネットワークを導入する際に前提となる地方公共団体等ユーザーの規模や環境、目指すべきサービスレベル、活用する技術やその標準などの要件を整理した上で、各地域の要件毎に応じた地域公共ネットワーク構築モデル仕様を提示。公共ネットワークの導入促進の一助とする。

5 備考

情報通信インフラ委員会における活動にあたっては、技術専門委員会、アプリケーション委員会、普及促進委員会との連携を図るものとする。

また、各分野における政府関連施策、標準化動向、技術動向等を勘案しつつ、それぞれの分野で既に取り組みされている成果（各地方公共団体等における先進事例等）を参考にするものとする。

さらに、検討を進めるにあたっては、関係者に対し幅広く参加を呼びかけ、検討体制の整備を行っていくこととする。

以上

ワーキンググループの設置

設立総会において議決されたとおり、情報通信インフラ委員会では、「ブロードバンドネットワークの全国整備の促進と地域公共ネットワークの整備促進に関する検討」を行なう。

検討に際しては、異なる複数の分野における検討において必要とされる知識、スキル等に違いがあることから、より効率的に議論を進めるため、委員会規程第7条に従い、ワーキンググループを設置することとする。

設置するワーキンググループは、

ブロードバンド全国整備促進ワーキンググループ

地域公共ネットワーク整備促進ワーキンググループ

とする。

委員会規程第8条第1項、第3項及び第4項に基づき、それぞれの組織構成は、

ブロードバンド全国整備促進ワーキンググループ 別紙1

地域公共ネットワーク整備促進ワーキンググループ 別紙2

の通りとする。

以上

ブロードバンド全国整備促進ワーキンググループ

1 目的

ブロードバンドネットワークの全国整備の促進に関する事項について、情報通信インフラ委員会平成18年度活動計画に基づき検討を行うことを目的とする。

2 構成員

(1) ワーキンググループの構成員は、情報通信インフラ委員会の委員から募集することとする。

・募集の申込期間は、9月8日（金）から9月15日（金）までとする。

(2) ワーキンググループの主査及び副主査を以下のとおりとする。

・主 査：三友仁志（早稲田大学教授）

・副主査：和歌山県、鹿児島県及びワーキンググループの構成員となった地方公共団体並びに東日本電信電話株式会社

以上

地域公共ネットワーク整備促進ワーキンググループ

1 目的

地域公共ネットワークの整備促進に関する事項について、情報通信インフラ委員会平成18年度活動計画に基づき検討を行うことを目的とする。

2 構成員

(1) ワーキンググループの構成員は、情報通信インフラ委員会の委員から募集することとする。

・募集の申込期間は、9月8日（金）から9月15日（金）までとする。

(2) ワーキンググループの主査及び副主査を以下のとおりとする。

・主査：井上伸雄（多摩大学・大学院教授）

・副主査：ワーキンググループの構成員となった地方公共団体

以上

ワーキンググループ調整担当副委員長指名

委員会規程第 8 条第 2 項に基づき、調整を担当する副委員長として

東日本電信電話株式会社

を指名する。

以上